

松阪市公共下水道事業経営戦略策定業務委託仕様書

1 目的

松阪市公共下水道事業における中長期的な経営目標を設定するとともに、経営の健全化や投資の合理化を図り、持続可能な事業の実現を図るための経営戦略の策定を目的とする。

本市では平成29年3月に松阪市公共下水道事業経営戦略(平成29年度から令和8年度)を策定しており、本業務は既存の経営戦略を見直し、現状把握、分析及び将来予測等を基に限られた財源の中で健全な経営を持続するための優先順位設定等を行い、新たに経営戦略を策定するものである。

2 業務概要

(1)業務名

松阪市公共下水道事業経営戦略策定業務委託

(2)業務委託の期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

(3)業務範囲

松阪市公共下水道事業

(4)計画期間

計画期間は10年間(令和6年度～令和15年度)とする。

3 業務内容

(1)基礎調査

上位計画や関連計画、各種実施事業の内容、施設整備状況、施設の維持管理状況、下水道経営状況、広報活動状況等、経営戦略策定に必要な資料を収集・整理する。

(2)下水道事業の現状と課題整理

総務省公表の「経営比較分析表」等を活用し、下水道事業の状況を把握するとともに、経営上の課題を整理する。

(3)経営の基本方針検討と目標設定

抽出した課題に対する解決の方向性を検討し、今後の下水道経営の基本方針を明らかにする。また、下水道の将来像について、施設整備、維持管理、下水道財政、下水道経営の視点で目標を設定する。基本方針および目標設定は受注者が案を提示し、市が決定する。

(4)将来施策の整理(投資計画)

既存の計画等を整理し施設整備、改築に係る投資計画を作成するとともに、投資計画に基づく将来の維持管理費について算定し、将来の支出を予測する。

(5)経営基盤強化に関する検討

下水道の経営基盤を強化し、健全な経営を行っていくために今後取り組むべき課題を整理し、対応の方向性を検討する。対応の方向性は受注者が案を提示し、市が決定する。

(6)料金その他収入に関する検討

将来人口を予測した上で、これまでの下水道整備や水洗化状況の推移を考慮し、将来の使用料収入を予測する。

(7)財政計画の策定(経営シミュレーション)

投資計画および収入に関する検討結果を踏まえて、経営シミュレーションを実施し、財政計画を策定する。

(8)「経費回収率向上に向けたロードマップ」の検討

国交省通知「社会資本整備総合交付金要綱の改正について」(令和2年3月31日改正)及び「下水道事業における収支適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付)に基づき、経費回収率向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取り組み及び実施予定時期を検討する。

(9)経営戦略の策定

上記の検討結果を取りまとめて経営戦略を策定する。経営戦略は総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」(令和4年1月25日改定)のひな型様式を使用する。

また、進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方についても提案すること。

(10)報告書作成

検討内容を報告書として取りまとめる。

(11)検討委員会資料の作成

令和5年度に開催を予定している外部有識者による上下水道事業経営等検討委員会(3回程度)で使用する説明用資料の作成を行う。

4 業務責任者

受注者は、委託業務従事者の中から委託業務について一切の管理をつかさどる業務責任者を指定し、発注者に届け出ること。

5 提出書類

受注者は、本業務を実施するにあたり、次の号に掲げる書類を発注者に提出し、発注者の了承を得るものとする。

(1)業務着手届、工程表

(2)業務実施計画書(体制表、従事者名簿含む。)

(3)その他発注者が指示する書類

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、作成するにあたり記載内容や取りまとめ事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

- (1)経営戦略
- (2)検討委員会説明用資料
- (3)業務報告書(打合せ記録含む。)
- (4)その他発注者・受注者協議のうえ必要となる資料
- (5)上記データ等を録した電子媒体

7 検討委員会設置支援及び資料作成

本市では、「松阪市上下水道事業経営等検討委員会」を設置予定である。本業務で策定する「公共下水道事業経営戦略」の内容に関する検討を予定しており、当該審議に係る資料作成及び支援を行うものとする。なお検討委員会の流れは現時点では以下のとおり予定している。

時 期	内 容
令和5年10月下旬	第1回検討委員会開催 ・経営戦略の趣旨説明 ・公共下水道事業の概要・現状について ・経営戦略(素案)の提示・説明
令和6年1月	第2回検討委員会開催 ・経営戦略(修正版)の提示・説明
令和6年3月	第3回検討委員会開催 ・経営戦略(最終版)の報告・説明

8 守秘義務

受注者は、本業務の履行上知りえた事項を、一切第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後においても同様とする。

9 再委託

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。なお、受注者が本業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先を発注者に提示して承認を得なければならない。再委託の範囲は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。

10 検査

受注者は、完了検査を受けるものとし、検査合格をもって業務が完了したものとす。ただし、本業務完了後であっても成果品等に記入漏れ、不備誤り又は是正すべき事項が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の責任において必要な処理を行うものとする。

11 疑義

受注者は、本業務に関する疑義又は本仕様書及び関係法令等に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定める。

12 参考すべき法令及び図書等

本業務において、下記にあげる法令、図書、総務省及び国交省通知等を参考にして行うものとする。法令の改正及び図書の改定、新たな通知がなされた場合はそれを参考に行うこと。

(1) 法令

- ・下水道法(施行令、施行規則)
- ・地方公営企業法(施行令、施行規則)
- ・減価償却の耐用年数などに関する省令

(2) 図書

- ・下水道使用料算定の基本的考え方(社団法人日本下水道協会)
- ・公営企業の経理の手引(地方公営企業制度研究会編)

(3) 総務省通知等

- ・公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成 26 年 8 月 29 日付)
- ・経営戦略の策定推進について(平成 28 年 1 月 26 日付)
- ・経営戦略の策定・改定の更なる推進について(平成 31 年 3 月 29 日付)
- ・経営戦略策定・改定ガイドライン(平成 31 年 3 月 29 日策定)
- ・経営戦略の改定推進について(令和 4 年 1 月 25 日付)
- ・経営戦略策定・改定マニュアル(令和 4 年 1 月 25 日改定)
- ・経営戦略の策定に関する Q&A(令和 4 年 1 月 25 日更新)

(4) 国交省通知

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について(令和 2 年 3 月 31 日改正)
- ・社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(令和 2 年 3 月 31 日付)
- ・下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について(令和 2 年 7 月 21 日付)

・下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項
(令和2年7月22日付)

・社会資本整備総合交付金等の交付要件確認についての留意事項(令和3年6月
3日付)

13 担当課

松阪市上下水道部上下水道総務課会計係 波瀬 0598-53-4131